

第4次 涌谷町食育推進計画

～人と人とのつながりを大切にし、涌谷の『食』を次世代につなげる～



涌谷第一小学校 石塚 愛来さん



涌谷幼稚園 北田 千夏さん



ののだけ幼稚園 平塚 空さん

令和5年 宮城県涌谷町

(計画期間 令和5年～令和9年度)

目 次

• 計画策定にあたって	2
• 計画の位置づけと計画の期間	3
• 第4次食育推進計画（案）策定までの取り組み	4
• 第3次涌谷町食育推進計画の評価	5
• 食をめぐる現状	7
• 涌谷町食育推進計画の構成図	8
• 食育推進の基本理念並びに基本目標	9
• 食育推進の視点	10
• 食育推進の重点施策	11
• 評価指標と目標値	17
• 第4次食育推進計画で推進する内容（役割）	18
• 食育推進体制	21
• 参考資料	22



計画策定にあたって

計画策定の背景と趣旨

食育とは「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」「様々な経験を通じて『食』に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」と食育基本法で位置づけられています。

ライフスタイルや核家族化による家族形態の多様化、食の簡素化を背景に、過食や栄養バランスの崩れた食生活による肥満や生活習慣病の増加、食の安全や自給率の問題、伝統的な食文化の喪失等、食をめぐる様々な課題が生じている中で、平成17年7月に国では、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むため、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができるようにするため、『食育基本法』が施行され、平成18年3月には、食育に関する施策を総合的、計画的に推進していくために『食育推進基本計画』を策定しました。現在は、これまでの取り組みによる成果とSDGsの考え方を踏まえ、農林水産省が策定した『第4次食育推進基本計画』を推進しています。

宮城県においても、食育を県民運動としていくために平成18年11月『宮城県食育推進プラン』を策定、食育推進の取り組みをより充実させ、生涯にわたり健康で心豊かな生活を送れるよう、令和3年3月に『第4期宮城県食育推進プラン』を策定し、推進されているところです。

涌谷町においては、子どもたちの健やかな成長や健康づくり等を推進するために『第5次涌谷町総合計画』、『第2次わくや健康ステップ21』に基づき食育に関する様々な取り組みを行ってきました。

しかし、子どもの頃からの肥満や生活習慣病の増加などの健康問題が依然としてあり、解決すべき課題となっています。

このような背景や涌谷町のこれまでの取り組みを踏まえ、「食育」の推進によって健康づくり、人づくり、地域づくりなど目指す方向を示し、その実現のために必要な施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として町では、『第4次涌谷町食育推進計画』を策定いたします。

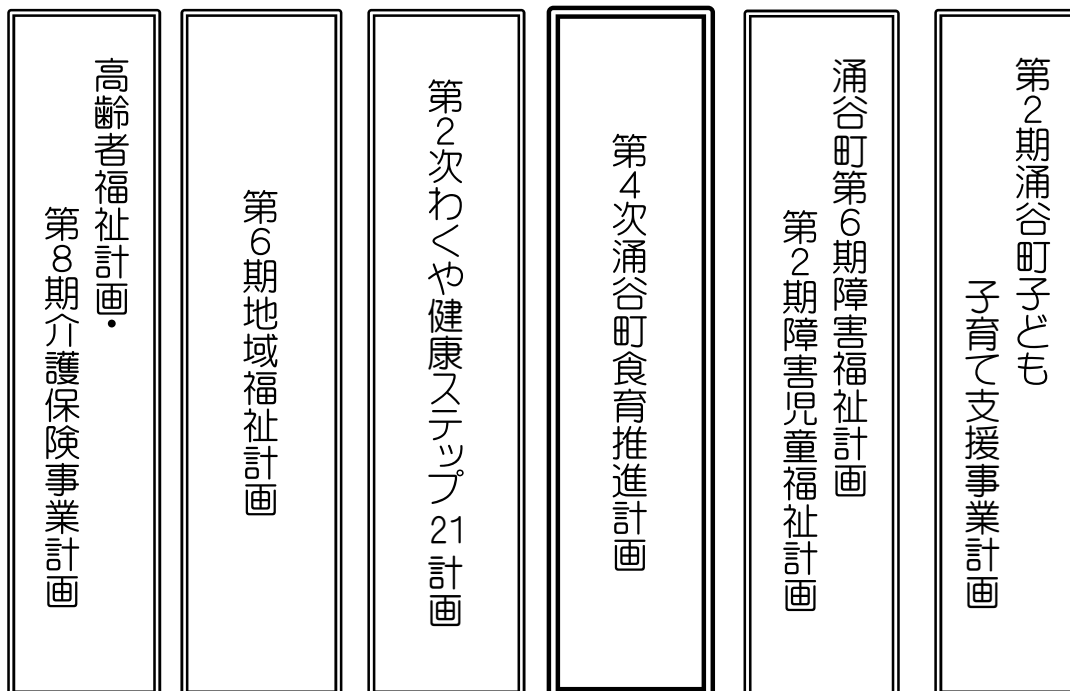
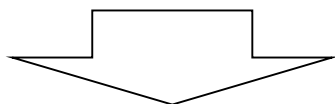
計画の位置づけと計画の期間

本計画は、涌谷町における食育の目指すべき方向性を示し、その実現のために必要な施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として策定し、食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画として位置づけています。

【位置付け】

第5次涌谷町総合計画後期基本計画

令和4年～7年度
(2022～2025年度)



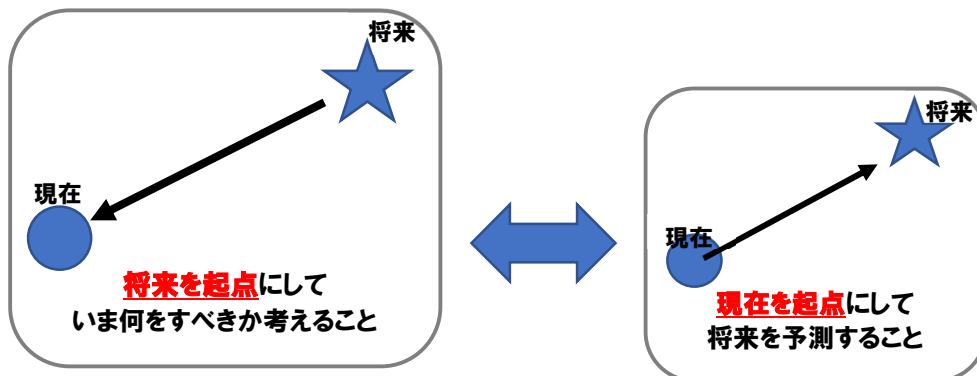
【計画期間】

本計画は令和5年度から9年度(2023～2027年度)までの5年間の計画とし、計画期間中に状況の変化などが生じた場合には、必要に応じて見直すこととします。

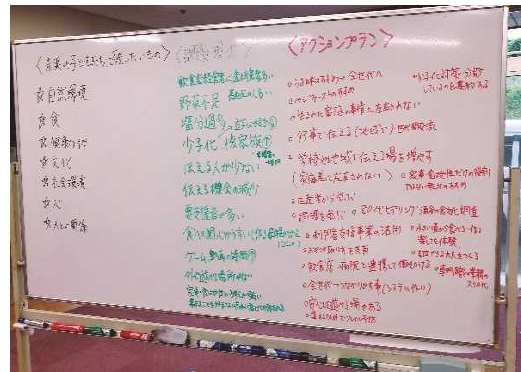
第4次食育推進計画(案)策定までの取り組み

◎計画の策定にあたり

食育推進協議会では、委員の意見を取り入れながら、第4次食育推進計画の素案作りを行いました。方法は、第3次食育推進計画の評価・反省点から決定していくのではなく、委員の想像する理想の未来（将来）を起点にし、未来から現在の視点に課題や可能性を落としていきました。



少人数で意見を出し合う分科会形式（3グループに分かれ各2回開催）を実施し、初回の分科会では、食にとらわれず「未来の子どもたちに残したいもの」起点に議論し、「食」の視点に置き変えました。



2回目の分科会では、「未来の子どもたちに残したいもの」を目標にするには、浦谷町の何が「課題」か、第3次浦谷町食育推進計画の評価をしながら、課題を出し合いました。「未来に残したいもの」と、出てきた「課題」に対して、どのようにすれば解決できるか、「アクションプラン」を考え、議論したものを食育計画の重点施策として案としました。

各分科会の意見をあわせ、第4次食育推進計画案に反映しています。

第3次涌谷町食育推進計画の評価

(1) 評価の基準

目標達成状況の評価は、平成24年度の調査値と比較し、評価区分を4段階に分けて評価しました。

評価区分	項目数(達成率:%)
A：目標達成	12 (30%)
B：改善傾向 (策定時の値から±1割以上の改善)	0 (0%)
C：ほぼ変化なし (策定時の値から±1割以上変化がない)	17 (42.5%)
D：悪化傾向 (策定時の値から±1割以上の悪化)	11 (27.5%)

(2) 評価の結果について

A：目標達成

- ・子どもの肥満割合の減少
- ・甘味飲料を毎日飲む割合
- ・一人平均むし歯本数の減少
- ・生産者と消費者の交流の増加
- ・朝食または夕食を大人と一緒に毎日食べる「共食の割合」
- ・広報わくや・食育新聞などで情報を発信した数

C：ほぼ変化なし

- ・朝食を毎日食べる人の割合の増加
- ・主食、主菜、副菜を組み合わせた食事を1日2回以上食べている増加
- ・BMI基準該当者の割合
- ・給食の地場産野菜などの利用品目数の割合
- ・各組織、団体と連携した事業数
- ・食育推進ボランティア数

D：悪化傾向

- ・味噌汁塩分濃度の濃い割合を減らす
- ・随意尿での簡易的な塩分摂取量の減少
- ・1食2皿以上の野菜を食べる割合
- ・地場産品を使用した食事を提供する施設数
- ・給食提供施設の残食の割合の減少
- ・郷土料理・季節の行事食伝承教室の開催回数
- ・薬膳料理講習会と研修会の開催回数の増加

平成30年度から5年間の計画である第3次食育推進計画は、令和元年12月から新型コロナウイルス感染症が流行し、特に体験などの人が集まる食育行事やイベント等は難しく悪化傾向にありました。その中でも情報発信を主とし、各団体や町で日々食育の推進を行い、子どもの肥満割合や甘味飲料を飲む割合など達成された項目も多くあります。

第3次涌谷町食育推進計画に掲げる評価指標の推移

施策	プラン	評価指標	評価項目	現状値 (H28年度)	R1	R2	R3	目標値	達成状況
1 食を通じた健康づくり	1 健康的な食習慣の定着	朝食を毎日食べる人の割合の増加	幼児 (生活に関するアンケート)	92.1%	93.9%	96.3%	94.8%	95%以上	C
			小学生 (生活に関するアンケート)	94.8%	93.3%	94.7%	92.4%	95%以上	C
			中学生 (生活に関するアンケート)	83.5%	81.2%	83.4%	81.5%	95%以上	C
			幼児保護者 (生活に関するアンケート)	76.0%	76.2%	77.2%	75.5%	95%以上	C
		BMI基準該当者の割合の増加	BMI 25未満 (特定健診法定報告値)	66.9% (H27年度)	64.5% (H30年度)	63.8% (R1年度)	64.0% (R2年度)	70%	C
		子どもの肥満者割合の減少 (軽度肥満以上)	小学校5年生 (生活に関するアンケート・体格数調べ)	16.3%	14.7%	17.3%	11.1%	14%	A
			中学校2年生 (生活に関するアンケート・体格数調べ)	17.4%	14.1%	16.0%	13.8%	15%	A
		味噌汁の塩分濃度の濃い割合を減らす	3歳児健康診査 【塩分濃度0.6%以上】	48.0%	44.4%	29.9%	62.7%	30%	D
			成人(家庭訪問型塩分測定) 【塩分濃度1.2%以上】	今後把握	17.9%	19.4%	19.4%	10%	D
		随時尿でのウロソルトペーパーによる簡易的な塩分摂取量の減少	男性(特定健診・健康診査)	12.5g	11.0g	13.6g	15.1g	11g	D
			女性(特定健診・健康診査)	10.9g	10.2g	11.8g	13.1g	10g	D
		主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上食べている人の割合の増加	3歳児健康診査(問診票)	今後把握	75.0%	82.3%	62.6%	60%	A
			幼児 (生活に関するアンケート)	今後把握	81.7%	86.2%	83.1%	85%	C
			小学生 (生活に関するアンケート)	今後把握	78.1%	78.7%	75.6%	85%	C
			中学生 (生活に関するアンケート)	今後把握	81.5%	82.3%	82.9%	85%	C
			成人 (特定健診時生活アンケート)	今後把握	71.0%	72.2%	68.1%	85%	C
		1食2皿以上の野菜を食べる人の割合 (1皿=70g目安(にぎりこぼし1つ分)で、小鉢は1皿、中皿は2皿とする)	3歳児健康診査(試食アンケート)	37.9%	38.5%	R2年度は実施せず	31.6%	45%	D
			幼児 (生活に関するアンケート)	26.4%	30.6%	22.5%	20.6%	35%	D
			小学生 (生活に関するアンケート)	32.4%	34.7%	26.8%	25.5%	40%	D
			中学生 (生活に関するアンケート)	53.4%	49.3%	43.7%	49.2%	60%	C
		成人 (特定健診時生活アンケート)	71.3%	71.9%	70.6%	69.5%	80%	C	
			3歳児健康診査(問診票)	70.2%	51.4%	27.1%	26.7%	30%	A
			幼児 (生活に関するアンケート)	24.0%	16.7%	17.5%	15.8%	20%	A
			小学生 (生活に関するアンケート)	28.9%	18.7%	19.2%	19.5%	25%	A
中学生 (生活に関するアンケート)	37.5%	29.3%	25.7%	28.6%	30%	A			
	成人 (特定健診時生活アンケート)	5.3% (36.1%)	5.5% (36.7%)	6.0% (37.6%)	6.2% (38.0%)	4%	C		
	3歳児健康診査	0.9本	0.9本	0.7本	0.5本	1本以下	A		
	DMF指数(12歳児)	1.0本	1.4本	1.1本	1.4本	1本以下	C		
2 歯と口腔の健康づくり	一人平均むし歯本数の減少	3歳児健康診査	0.9本	0.9本	0.7本	0.5本	1本以下	A	
		DMF指数(12歳児)	1.0本	1.4本	1.1本	1.4本	1本以下	C	
2 地産地消の推進	1 生産者と消費者との交流の促進	生産者と消費者の交流の機会の増加		76回	118回	83回	97回	増やす	A
	2 安全安心な食材の提供と確保	給食の地産野菜などの利用品目数の割合	H24年度の給食センターでの利用割合を現状値とした	44.1%	38.1%	31.7%	46.9%	50%	C
		地場産品を使用した食事を提供する施設数	給食施設、飲食店を含む	23ヶ所	20ヶ所	14ヶ所	14ヶ所	増やす	D
3 環境に配慮した食生活の実践	給食提供施設の残菜の割合の減少	H28年度の給食センターでの利用割合を現状値とした	9.5%	10.8%	11.2%	12.3%	減らす	D	
3 食文化の発信	1 郷土料理・行事食の伝承	郷土料理・季節の行事食伝承教室の開催回数		27回	22回	16回	18回	増やす	D
	2 食を通じた心の育成	朝食または夕食を大人と一緒に毎日食べる「共食」の割合の増加	幼児 (生活に関するアンケート)	今後把握	91.1%	91.0%	88.5%	90%	C
			小学生 (生活に関するアンケート)	今後把握	86.6%	88.7%	89.7%	85%	A
中学生 (生活に関するアンケート)	今後把握	65.4%	70.0%	70.2%	70%	A			
3 生薬を活かした健康食の普及	薬膳料理講習会と研修会の開催回数の増加		8回	7回	0回	0回	増やす	D	
4 環境づくり	1 各組織や団体との連携と強化	各組織・団体と連携した事業数		25回	50回	22回	22回	増やす	C
	2 人材育成と活用	食育推進ボランティア数(人)	わくや食育応援団登録団体会員数	1,998人 (10団体)	1,856人 (11団体)	1,827人 (11団体)	1,714人 (11団体)	増やす	C
	3 情報の発信	広報わくや・食育新聞などで情報を発信した数	6	32回	154回	180回	189回	増やす	A

食をめぐる現状

高齢化が進行する中で、健康寿命の延伸や生活習慣病の予防が引き続き課題であり、栄養バランスに配慮した食生活の重要性は子どもから高齢者まで全世代にかかっています。人口減少、少子高齢化、世帯構造の変化や中食市場の拡大が進行するとともに、食に関する価値観やライフスタイルも多様化し、世界情勢の急激な変化や経済格差の影響から健全な食生活を実践することが困難な場面も増えてきています。また古くから各家庭、地域で伝えられてきた伝統的な食文化が失われていくことも危惧されています。

さらに、ロシアのウクライナ侵攻により、燃料費や物価の高騰、農林漁業者や農山漁村人口の高齢化・減少が進む中、日本の令和元年度の食料自給率はカロリーベースで38%、生産額ベースで66%と食料の多くを海外からの輸入に頼っています。一方で、食品ロスが令和元年度推計で年間約570万トン発生している現状も軽視できません。また、異常気象に伴う自然災害が日本各地で頻発しており、食の在り方を考える上で環境問題を避けることはできなくなってきています。

国際的な観点から見ると、平成27年9月の国連サミットで採択された国際開発目標である「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、17の目標と169のターゲットから成る「SDGs（持続可能な開発目標）」を掲げ、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すもので、その目標は、食育と関係が深いものがあります。

また、新型コロナウイルス感染症の流行は、世界規模に拡大し、その影響は人々の生命や生活のみならず、行動・意識・価値観にまで波及しています。その中で、デジタル技術を活用し、テレワークやリモート会議など「新たな日常」へと変化してきました。デジタル技術を活用することで、特に若い年代や、遠く離れた所でもつながることができ、普及啓発の幅も広げることができます。その一方で接触する機会が多い食育は、コロナ禍で体験的な活動が激減しました。五感を使った体験は意識や関心、知識の習得、行動へとつながり「食べる力」「生きる力」へとつながっていきます。デジタル技術と体験の利点を融合した食育がこれから求められます。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



食育推進計画の構成図

基本理念

「人と人とのつながりを大切にし、涌谷の『食』を次世代につなげる」

基本目標

- 涌谷の食材と食文化の継承を通じて、健やかな心とからだを育もう
- ネットワークづくりを強化することで選択しやすい環境づくりをしよう

食育推進の視点



重点施策

施策1： 持続可能な食の輪を広げる

プラン1 体験を通じた『いのち』に感謝する学習の提供

プラン2 地産地消、エシカル消費の推進でSDGsに貢献

プラン3 食文化の保護・継承

施策2： パートナーシップで食育推進の環境づくり

プラン1 デジタル技術を活用した食育に係る普及啓発

プラン2 各組織や企業、大学との食育支援連携強化

施策3： 生涯を通じてすべての人が健康的な生活を送れるように支える食育

プラン1 健康寿命の延伸につながる食育の推進

プラン2 歯と口腔の健康づくり

※エシカル消費とは、地球環境や人、社会、地域に配慮して消費することです。

食育推進の基本理念並びに基本目標

1 食育推進の基本理念

人と人とのつながりを大切にし、涌谷の『食』を次世代につなげる

町民一人一人が、命の源である「食」について考え、涌谷の豊かな歴史や風土に育まれた安心安全な食を受け継ぎ、新しい食文化を創造していくとともに、人と人とのふれあいや家族の団らんを通して、子どもから大人まで、みんなが健康に恵まれ、活気あふれるまちづくりを目指します。

2 食育推進の基本目標

涌谷の食材と食文化の継承を通じて、健やかな心とからだを育もう

涌谷の食材や食文化を家庭や幼稚園・保育施設・学校・地域で体験を通して学び、次世代へ継承するとともに、家族や地域での「共食」を通して、楽しく食事をすることや食事のマナー、食べ物に感謝する気持ちを身につけることで、健全な心身を育むことを目指します。

ネットワークづくりを強化することで選択しやすい環境づくりをしよう

涌谷の土地で培われた安心安全な地元の食材を手軽に入手できるよう生産者、食品関連事業者、大学、社会福祉関係者等ネットワークづくりを強化することで、町民全員が栄養バランスの良い食生活の実践や安心安全な食材の使用など、食を選択しやすいよう環境づくりに努めていくことを目指します。

食育推進の視点



食育推進の2つの基本目標を実現していくために、
3つの視点に着目して食育に取り組みます。

「五感を活かした体験」を

涌谷城の土台とした3つの食育の視点

【五感を活かした体験】

体験・実習などの機会の確保

農業体験や調理体験などの機会を通じ、作物や料理等を自ら作ることで、食への感謝の気持ちや食文化、作法などを学び、食べることに関して様々な興味関心を高めていくことができる食育を推進します。

【活かす・つなげる】

地場産品と人材を活かし食文化を次世代に継承する

豊かな自然環境と地元で生産された安心安全な食材や、様々な分野の人材を活用した食育を推進します。また、食育の推進を通して、ひと・もの・ところがつながっていくためのネットワークや環境づくりを強化します。

【育む】

健やかな心と体を育む

家族や地域の人々との会食や交流を通して、食の楽しさや食に関する正しい知識、選択する力を育む食育を推進します。

食育ピクトグラムについて

食育ピクトグラムは、農林水産省で作成した、食育の取り組みを子どもから大人まで誰にでもわかりやすく発信するため、表現を単純化した絵文字です。

本計画において、涌谷町の具体的な取り組みをわかりやすく表現するために、食育ピクトグラムを活用しています。



食育推進の重点施策

食育推進の基本理念を達成し、2つの基本目標を実現するため、特に重点的に取り組む3つの施策を掲げて食育を推進します。

施策1 持続可能な食の輪を広げる

地球温暖化・気候変動、農作物収穫量や品質低下、漁獲量の減少により農業・漁業への影響が指摘されています。さらに、日本の食料自給率は38%（カロリーベース、令和元年）と輸入に依存しています。その一方で、食品ロスが令和元年度推計で、年間570万トン（日本人1人当たりお茶碗1杯分（約113g）の食べものを毎日捨てています。

しかし、涌谷町には187の個人・団体の担い手が稲作をはじめ、畜産や野菜、果樹、花卉などの生産のほか、加工にも力を注いでいます。平成29年には大崎耕土が世界農業遺産に認定され、涌谷の自然環境及び資源は後世に残していきたい財産です。地産地消を推進することで、輸送エネルギーや時間の削減により新鮮な食品を食べることができ、輸送時間が短い分、販売時間も長くできるので食品ロスの削減、環境負荷の低減にもつながります。

また、郷土料理や家庭の味を伝承していくとともに、親から子へ伝えていきたい涌谷の味を伝えていく取り組みを進めていきます。命の源となる食への感謝の気持ちや食に関する作法などを学び、食を通じた豊かな心を育む取り組みを推進します。

プラン1 体験を通じた“いのちに感謝”する学習の提供

① 体験学習を通じた食育の推進

幼稚園・保育施設・学校における農園や実習田など、地域の身近な田畑や農業施設を活用し、若者世代にも農泊等のイベントを通じ、農作業や生産体験学習などの取り組みの拡大を促進するために支援します。また、自ら育てた作物を食材として調理する体験を促進します。



② 家庭や地域での共食の推進

家族と一緒に食卓を囲むことで家族の絆を深め、「いただきます・ごちそうさま」のあいさつや食事のマナー、感謝の気持ちなどが身に付くよう進めます。共食が多い人や孤食が少ない人は、そうでない人と比較して食事や間食の時間が規則正しいこと、朝食欠食が少ないこと、心の健康状態がよくストレスが少ないこと、起床時間や就寝時間が早いことなど様々な利点が報告されています。

家庭での共食が難しい場合は地域で行われる行事やイベント、世代間交流の場面を通して、高齢者から食文化や基本的な作法、食事への感謝の気持ちなどを、次世代に伝えます。

また、何人かで食卓を囲む食事の場は、コミュニケーションの場でもあります。最近では、核家族化やライフスタイルの多様化、単身世帯の増加など、集まって食事をする機



会が減っているといわれています。一人だと食事の支度が面倒で料理をしなくなったり、食欲が出なかったりする人も少なくないことから、家族や友人、職場の同僚、地域で共食を推進します。（共食には、一緒に料理を作り、会話を楽しむことも含まれます。）

③ おとう飯^{はん}の推進

男性も積極的に家庭での食事に関わることで、家庭と食事を通したコミュニケーションがより深まることが期待されます。子育て世代に限らず、全世代の男性の食事作り、食育への参画を促進します。



④ 一人一人が食の防災意識を高めよう

地震や大雨などの自然災害に普段から備えておくことで、いのち・健康を守ることができます。災害発生からライフライン復旧まで1週間以上を要する場面も多くみられます。災害支援物資が3日以上到着しないことや、物流の停止によって、1週間は食品が手に入らないことが想定されます。高齢者、乳幼児、慢性疾患の方、介護を要する方、食物アレルギーの方等で配慮した食品が必要な方は特に備えが必要になります。ローリングストック法^{*}を活用し、一人一人が防災意識を持ち行動できるよう推進します。



※ ローリングストック法：普段の食品を少し多めに買い置きし、消費した分を補充する方法。

プラン2 地産地消、エシカル消費の推進でSDGsに貢献

① 消費者が地場産品を選択しやすいような環境整備

規格外の野菜や消費期限の近い食品等を手頃な値段で購入しやすいよう販売元に働きかけ、家庭の食卓で生産者の顔が見える安心安全な旬の地場産品を選択しやすい環境を整備し、食品ロスにもつなげます。日本型食生活の中心である米を主食とした料理の普及により、米の消費拡大を推進します。



② 保育施設・学校・企業・大学・飲食店等での地場産品、涌谷産農産物の使用率向上の促進

保育施設・学校などの給食提供施設及び企業・大学・飲食店において、旬の地場産品、涌谷産農産物を使用した食事の提供ができるような体制づくりを促進します。



③ 地球環境や人、社会、地域に配慮した消費（エシカル消費^{*}）の推進

地球の資源量や環境に与える影響を配慮しない生産や消費により、環境への負荷が生じています。エシカル消費することは、持続可能な



フードシステムの構築につながります。

※ エシカル消費：地球環境や人、社会、地域に配慮して消費すること。

プラン3 食文化の保護・継承

① 地域実践活動の支援

和食は栄養バランスに優れ、長寿の秘訣として世界的にも注目されています。一方で核家族化が進む中、和食だけでなく、地域で受け継がれる郷土料理をいかに継承していくかが課題です。オンラインを活用した研修会や調理体験などを通して、地域の食文化や基本的な作法を学ぶ場を提供します。



② 保育施設・学校・企業・大学・飲食店等での郷土料理や行事食の提供

保育施設・学校などの給食提供施設及び企業・大学・飲食店において、郷土料理や、四季折々の行事食、涌谷町ブランド米の「金のいぶき」等を提供する場を家庭以外にも設けることで、子どもだけではなく大人になっても地元の食材を活かした食文化に触れる機会を増やし後世に伝えます。



施策2 パートナーシップで食育推進の環境づくり

食育に関する施策を効果的に進めるためには、家庭、幼稚園、保育施設、小中学校、高等学校、大学、企業、飲食店、関係団体、行政、地域そして町民一人一人が連携・協働し、それぞれの役割に応じて主体的に活動していくことが必要になってきます。令和3年度から食育推進協議会委員に管理栄養士養成大学の学生を迎え、若い世代の意見を取り入れています。今後、さらに各関係機関の関係者が連携・協働した取り組みが促進されるように支援します。

プラン1 デジタル技術を活用した食育に係る普及啓発

① 食育に関する情報の発信

広報誌やホームページ、または食育を啓発していく事業を通して、対象者に合わせ紙・電子媒体を活用し、町民に広く食育の取り組み事例などを紹介します。



② デジタル技術を活用した食育を啓発していくための講演会やイベントの継続開催

食育を啓発していくために、講演会やイベントを開催し、さまざまな情報を発信していくとともに、町民の食育への関心を高めていくために継続的に事業を展開します。また、「新たな日常」に対応した、SNS活用やインターネット上でのイベント開催及び

動画配信、オンラインでの非接触型の食育の展開などを推進していきます。

※ 新たな日常：新型コロナウイルスを想定し、感染リスクを最小限に抑える対策をしている日常のこと。

③ 子どもや働き盛り世代への食育の普及の強化

生産者、幼稚園、保育施設、学校、行政など多くの関係機関と連携し、食育の基礎となる子ども達の食への関心を高めるとともに、「わくや産業祭」などの働き盛り世代が集まるイベントと「食育推進大会」を同日に開催するなど、幅広い世代の方へ食育の関心が高まるような事業を展開します。



プラン2 各組織や企業、大学との食育支援連携強化

① 涌谷町食育推進協議会の設置と開催

食育の取り組みを互いに共有し、補完しあいながら実効性の高い活動を目指していくために、食育を推進する各組織や団体で構成する食育推進協議会を開催します。



② 生産者や食品関連事業者、大学、企業、福祉関連事業者との連携

農産物をはじめ、加工食品や伝統料理、新たに開発された商品など、地場産農産物を活用した食品について涌谷町内外での消費拡大を目的に、生産者や食品関連事業者と交流する機会を増やします。また、若い世代や働き盛り世代の食育啓発に、食育推進協議会委員でもある大学生等から意見を募り、食育の新たな発見や魅力を強化します。さらに、貧困等の状況にある家庭に対し、福祉関連事業者と連携して食育の推進を支援します。



③ 食育に関わる人材の育成・活動支援

食育に関する事業などへの参加を通して、食育を多面的に推進していくために必要な人材の発掘と育成をします。また、食生活改善推進員※やみやぎ食育コーディネーター、食育推進ボランティア、老人クラブ

(伝統料理、歴史の伝承)、みやぎ食育応援団等と協力し、これらの人材や取り組みに関する情報を発信し、人材活用を促進します。

※ 食生活改善推進員：「私達の健康は、私達の手で ～のばそう健康寿命 つなごう郷土の食～」をスローガンに、バランスのとれた食生活の定着を目的に、自主的な活動と行政への支援活動の両面を進めているボランティア。涌谷町では健康推進員が兼ねている。



施策3 生涯を通じてすべての人が健康的な生活を送れる

ように支える食育

すべての人が基本的な食習慣を身に付けることを目標とし、幼児期からの塩 eco（エコ）※・栄養バランスのよい食生活を基礎に、生涯にわたる生活習慣病の予防と、健康寿命の延伸のためにフレイル予防及び楽しく食事をするために必要不可欠な口腔機能の維持（ケア）を重要課題と位置付けて進めます。

※ 塩 eco（エコ）：塩の節約、減塩のこと。宮城県では、県民の健康への意識を高めることを目的に「野菜！あと100g」「減塩！あと3g」を目指す「ベジプラス100&塩 eco」推進事業を行っている。

プラン1 健康寿命の延伸につながる食育の推進

① 「朝食の欠食を減らし、3食しっかりよく噛んで食べる」食習慣の推進

朝食の重要性は子どもだけではなく、大人においても肥満や生活習慣病予防にもつながっており、心身ともに健康的な生活を送る上で重要なことがわかっています。また、高齢者において、フレイル予防の観点からも朝食・昼食・夕食をしっかり食べることも重要です。さらに、よく噛んで食べることは、肥満予防、味を感じやすい、脳の発達、認知症予防、口腔機能維持、むし歯・歯周病予防等の効果が期待されます。家庭や幼稚園並びに保育施設・学校などの教育分野、企業、飲食店、商業施設、地域との連携のもと、基本的な生活習慣の定着を図ります。



② 適正体重の維持や塩 eco（エコ）の推進

食事の偏りや活動量の低下、朝食の欠食等食習慣の乱れは、肥満や痩せ、低栄養等、生活習慣病やフレイルにつながる課題となっています。また、食塩の過剰摂取は、血圧の上昇、循環器疾患のリスクが高まったり、胃がんのリスクが上昇したりします。そのために、子どもの頃から運動を取り入れながら、適正体重の維持や塩 eco（エコ）に気を付けた食生活の推進をします。



プラン2 歯と口腔の健康づくり

① 幼児・学童・思春期における歯科保健事業の推進

行政、幼稚園、保育施設、学校、医療機関など多くの関係機関との協働により、フッ化物洗口や歯磨き指導を通して、乳幼児期からのむし歯予防に努めます。また、口腔機能の大切さを啓発しながら、全身の健康を守るという意識を普及させるとともに、歯と口腔の健康づくりを実践できるように支援します。

② 成人における歯科保健事業の推進

成人歯科健診の実施により、むし歯や歯周病などの早期発見と早期治療に努めます。また、健康教室等で歯や口腔に関する情報提供や学ぶ機会を作り、自らが自分の歯や口腔を大切にする力を育てます。

③ 8020運動の推進

生涯自分の歯でよく噛んで食べることは、栄養の吸収はもとより、コミュニケーションなどQOL（生活の質）の向上のために不可欠なものと言えます。

口腔機能の重要性と具体的な口腔ケアの方法を啓発し、80歳になっても20本以上の自分の歯を保ち、口腔機能が維持できるように支援します。

栄養バランスのよい食生活について

栄養バランスのよい食生活や3食しっかり食べるためには、適切な食事の質と量を知ることが重要です。そのために、主食・主菜・副菜を組み合わせた食生活の実践や、「10食品群チェック」を活用し、多様な食品を取り入れることで、子どもの頃から高齢者まで自然と栄養バランスを考えながら食べる習慣を身につけられるようになります。

下記の10食品群のうち1日7品目以上を食べることを目指しています。

10の食品群の覚え方は

「さあ、にぎやかにいただく」



画像出展：味の素株式会社

第4次浦谷町食育推進計画に掲げる評価指標の推移

施策	プラン	評価指標	評価項目	現状値 (R3年度)	目標値		
1 持続可能な食の輪を広げる	体験を通じた「いのちに感謝」する学習の提供	農業体験、料理教室など五感を使った食経験をした町民を増やす	幼 児(生活に関するアンケート)	今後把握	把握後設定		
			小学生(生活に関するアンケート)	今後把握	把握後設定		
			中学生(生活に関するアンケート)	今後把握	把握後設定		
			幼 児(生活に関するアンケート)	88.5%	90%		
			小学生(生活に関するアンケート)	89.7%	90%		
			中学生(生活に関するアンケート)	70.2%	75%		
		家族または誰か一緒にたべる「共食」の回数を増やす	成 人(特定健診時生活アンケート)	今後把握	75%		
			男性の家庭、地域での食事、食育に関わる回数を増やす	3歳児健康診査(試食アンケート)	今後把握	把握後設定	
			成 人(特定健診時生活アンケート)	今後把握	把握後設定		
		家庭や職場で一人一人が備蓄等災害時の備えをしている町民を増やす	食育推進大会でのアンケート	今後把握	把握後設定		
			地産地消、エンカール消費の推進でSDGsに貢献	地場産品や生産者、環境に配慮した農産物・食品を選ぶ町民の割合を増やす	食育セミナーアンケート	41.6%	50%
				成 人(特定健診時生活アンケート)	今後把握	50%	
	地場産品を使用した食事を提供する施設数		給食施設、飲食店を含む	14か所	増やす		
	食品ロス削減のために何らかの行動をしている町民を増やす		幼 児(生活に関するアンケート)	今後把握	80%		
			小学生(生活に関するアンケート)	今後把握	80%		
		成 人(特定健診時生活アンケート)	今後把握	80%			
	給食提供施設の残食割合の減少	令和3年給食センターでの利用割合を現状値とした	12.3%	減らす			
	食文化の保護・継承	地域や家庭で受け継がれてきた伝統料理や行事食、作法等を伝承している町民を増やす	食育セミナーアンケート	83.8%	90%		
			食育推進大会でのアンケート	今後把握	把握後設定		
		給食提供施設・飲食店での郷土料理、行事食の提供施設数を増やす	給食施設、飲食店を含む	今後把握	増やす		
	2 育推進の環境づくりで食	デジタル技術を活用した食育に係る普及啓発	広報わくや・食育新聞などで情報を発信した数		164回	増やす	
			デジタル技術を活用した料理講習や食育情報の発信を増やす		25回	増やす	
			発信された情報を閲覧、活用する町民を増やす	食育セミナーアンケート	今後把握	増やす	
				浦谷町facebookのいいね!の数	今後把握	増やす	
各組織や企業、大学との食育支援の連携の強化		各組織・団体と連携した事業数		22回	増やす		
		食育推進ボランティアと連携した事業数を増やす		今後把握	増やす		
3 生涯を通じてすべての人が健康的な生活を送れるように支える食育	健康寿命の延伸につながる食育の推進	朝食を毎日食べる人の割合の増加	幼 児(生活に関するアンケート)	94.8%	95%以上		
			小学生(生活に関するアンケート)	92.4%	95%以上		
			中学生(生活に関するアンケート)	81.5%	90%以上		
			幼児保護者(生活に関するアンケート)	75.5%	80%以上		
		主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上食べている人の割合の増加	3歳児健康診査(問診票)	62.6%	60%		
			幼 児(生活に関するアンケート)	83.1%	85%		
			小学生(生活に関するアンケート)	75.6%	85%		
			中学生(生活に関するアンケート)	82.9%	85%		
		10食品群のうち1日7食品以上食べている町民を増やす	成 人(乳幼児健診試食アンケート)	今後把握	把握後設定		
			高齢期(高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施アンケート)	把握中	把握後設定		
			BMI 25未満(特定健診法定報告値)	64.0%(R2年度)	70%		
			小学生5年生(生活に関するアンケート・体格数調べ)	11.1%	10%		
		適正体重を維持する町民を増やす(BMI基準該当者の割合の増加、子どもの肥満者割合の減少(軽度肥満以上))	中学校2年生(生活に関するアンケート・体格数調べ)	13.8%	10%		
			普段からよく噛んで食べる町民を増やす	幼 児(生活に関するアンケート)	今後把握	50%	
				小学生(生活に関するアンケート)	今後把握	50%	
				中学生(生活に関するアンケート)	今後把握	50%	
		成 人(特定健診時生活アンケート)		今後把握	50%		
		野菜を毎食食べている人の割合増加	幼 児(生活に関するアンケート)	今後把握	35%		
			小学生(生活に関するアンケート)	今後把握	40%		
			中学生(生活に関するアンケート)	今後把握	60%		
			成 人(特定健診時生活アンケート)	今後把握	80%		
		普段から減塩を意識した食生活を実践する町民を増やす(塩分チェックシート13点以下の割合)	成 人(特定健診時塩分チェックシート)	今後把握	把握後設定		
			歯と口腔の健康づくり	3歳児健康診査	0.5本	1本以下	
				一人平均むし歯本数の減少	DMF指数(12歳児)	1.4本	1本以下
口腔機能維持のため歯科定期健診を受ける町民を増やす	成人・妊婦歯科健康診査受診者数			158人	増やす		

※ 現状値がない評価項目でも国の参考値があるものは目標を設定した。

第4次食育推進計画で推進する内容(役割)

第4次食育推進計画を推進するには、家庭や学校、地域、食品関連事業者、関係団体、行政、そして町民一人一人が連携・協同し、それぞれの役割に応じて主体的に活動していくことが重要です。

1 家庭における食育の推進

乳幼児期からの基本的な食習慣の形成

- 子どもと保護者が一緒に意識を高め行動するための取り組みを推進する。
- 科学的知見を踏まえながら、「早寝早起き朝ごはん」「ルルブル^{*}」の普及啓発を推進する。

※ ルルブル：子どもの望ましい生活習慣を確立するために、家庭だけでなく、学校・企業・地域などがお互いに協力して、社会全体で子どもを育むことを目的に「みやぎっ子ルルブル推進会議」を設立し、「しっかり寝ル・きちんと食ベル・よく遊ブで健やかに伸びル」を推進している。

子ども・若者の育成支援における共食・調理、農業体験等の食育推進

- 子ども・若者の育成支援に関する行事、情報提供活動等において食育への理解を促進する。
- 家族や友人等一緒にコミュニケーションをとり、食卓を囲む共食を「新しい生活様式」に対応させながら推進する。

男性の積極的な食事づくり（おとう飯^{はん}）や食育へ参画推進

- 男性の積極的な家庭での食事づくりや食育への参画を推進する。

災害時に備えた食育の推進

- 家庭でローリングストック法を活用し、水や熱源、食料品等を最低でも3日間程度備蓄する取り組みを推進する。

2 学校、保育施設等における食育の推進

学校栄養教諭、保育施設の栄養士と連携を強化

- 学校栄養教諭、保育施設の栄養士と食育状況の共有、食育目標達成のため共通認識を持ちながら連携を強化する。

学校給食の地場産品利用促進へ連携・協働

- 金のいぶきや地場産品を活用しやすいよう関係各署と連携を強化する。
- 日本の伝統的な食文化や季節ごとに食される地域に伝わる伝統料理の理解を深める給食の普及・定着等の取り組みを推進する。

就学前の子どもに対する食育の推進

- 保育所、幼稚園、認定こども園等で、保護者や地域と連携・協働により食育の取り組みを推進する。

3 地域における食育の推進



健康寿命の延伸につながる食育の推進

- 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を推進する。
- 減 eco（エコ）の取り組みを促進する。
- 健康推進員や食育ボランティア、食材王国みやぎ「伝え人（びと）」等と連携し食育活動を活性化する。

職場における従業員等の健康に配慮した食育の推進

- 従業員等の健康管理に資する健康経営が広がるよう、職場の食環境整備のための情報提供を行う。

地域における共食の推進

- 子ども食堂や通いの場など、地域での様々な共食の場づくりを推進する。

日本型食生活の実践の推進

- ごはんを中心に、一汁三菜の日本型食生活の実践を推進する。

貧困等の状況にある子どもや世帯に対する食育の推進

- 貧困等の状況にある子どもや世帯に対し、子ども食堂やフードバンク等と連携し、地場産品を活用した食育の推進を支援する。

4 食育推進運動の展開



食育活動の発表の場の提供

- 食育推進大会や食育月間ポスターコンテストを活用し、食育活動報告や食に感謝する気持ちを表現する場を提供する。

デジタル化への対応や全国食育推進ネットワークの活用

- 農林水産省が運営する「全国食育推進ネットワーク」を活用し、「新たな日常」やオンラインの非接触型のデジタル化に対応した食育など、最新の食育活動の方法や知見を食育関係者間で情報共有や、異業種間のマッチングによる新たな食育活動を参考に活動を深めていく。

涌谷町外への地場産品の消費拡大と継承

- 涌谷町内の地場産野菜や涌谷町産ブランド米の「金のいぶき」を町外にも消費・拡大を推進していく。奈良市で行われる平城京天平祭東大寺参詣などの交流や涌谷町食育推進協議会委員の大学での文化祭、大学生協などで、涌谷町の歴史とともに地場産品を伝える。

5 生産者と消費者との交流促進、環境と調和のとれた消費の活性化

農業体験や地産地消の推進

- 子どもや親子、若者を中心とした農業体験を促進する。
- 地場産農産物が購入しやすいよう体制を整備する。



持続可能な食につながる環境に配慮した消費の推進

- 規格外の野菜や賞味期限が近い食品等を手頃な値段で購入しやすいよう調整を図り、地産地消や食品ロス削減を実行しやすい体制づくりを行う。
- 持続可能なフードシステムにつながるエシカル消費を推進する。

6 食文化の継承のための活動への支援等

地域の食文化の継承につながる食育の推進

- 涌谷の郷土料理や食文化に精通した人材を発掘し、後世につなげる活動を推進する。

食育ボランティア、食材王国みやぎ「伝え人（びと）」等の人材の活用

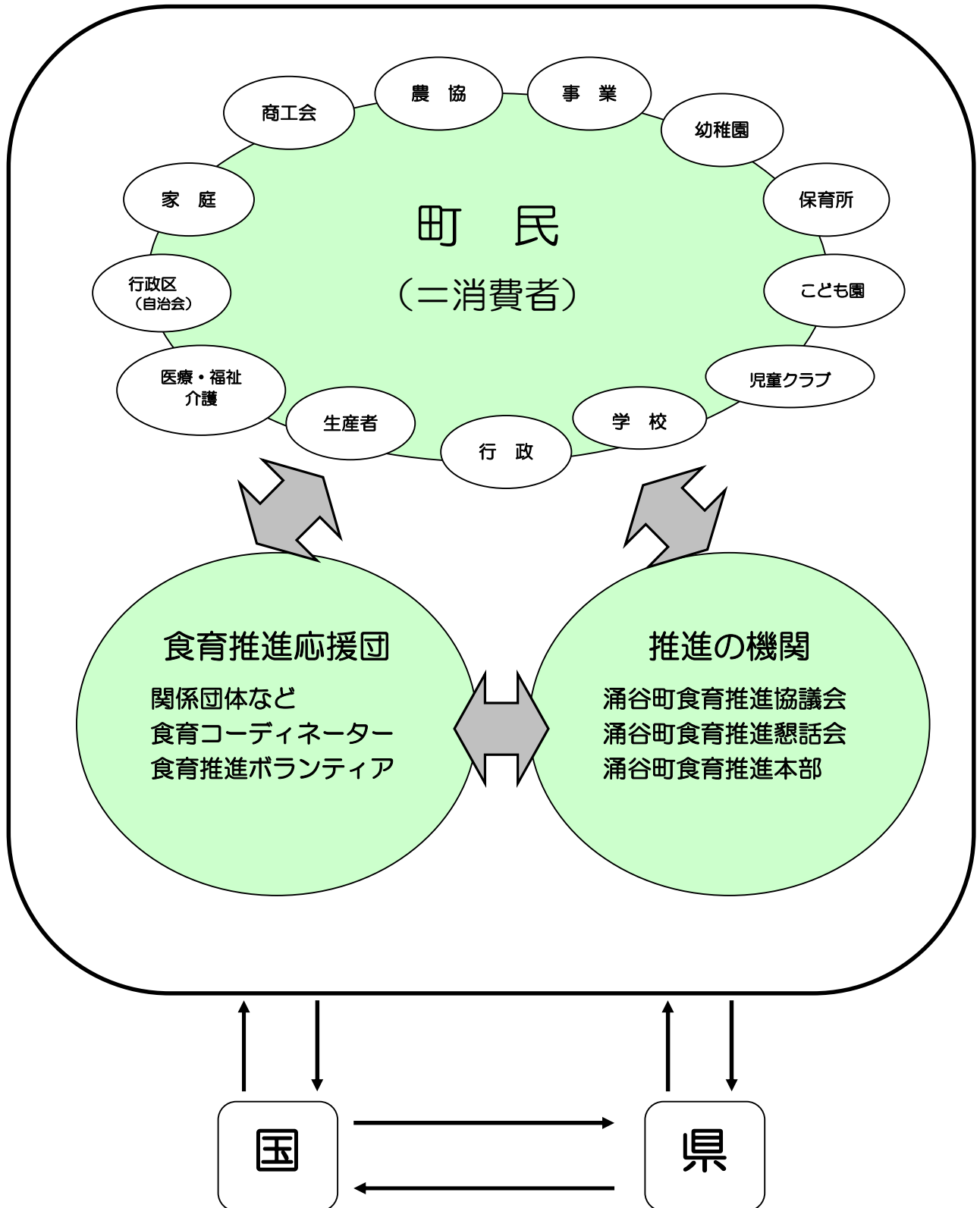
- 調理教室や体験活動等において、日本食や地域に伝わる行事食を取り入れることによって、食文化の普及と継承を推進する。

学校給食等での郷土料理等の積極的な導入や行事の活用

- 学校給食を始めとした学校教育活動において、郷土料理の歴史、ゆかり、食材などを学ぶ取り組みを推進する。

食育推進体制

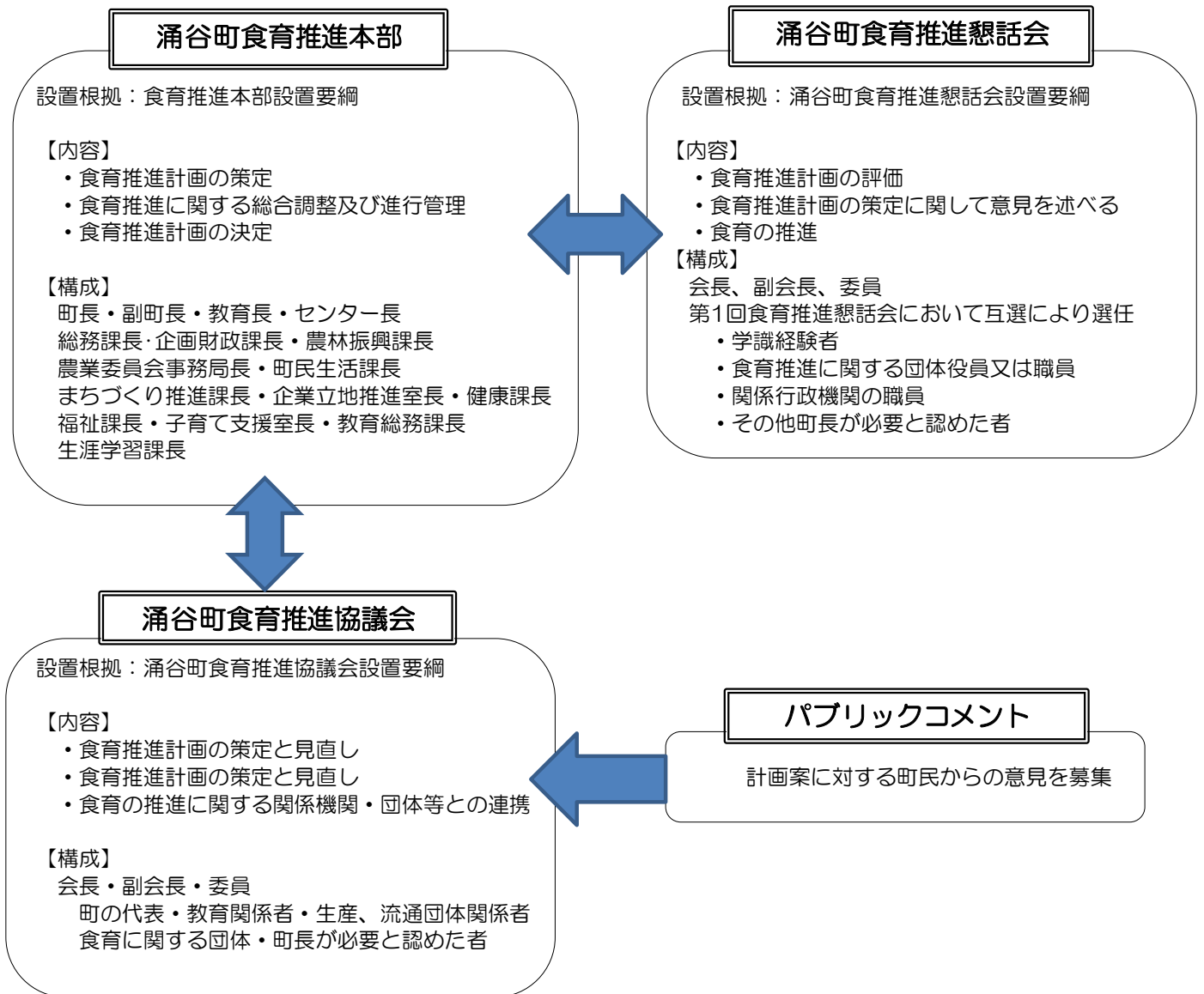
〈涌谷町食育推進のイメージ〉



参 考 資 料

- ◇ 食育推進計画策定の体制図
- ◇ 計画策定の経過
- ◇ 涌谷町食育推進協議会委員・涌谷町食育推進懇話会委員名簿
- ◇ 設置要綱

●食育推進計画策定の体制図●



●計画策定の経過●

日程	実施内容	備考
令和4年 6月24日	第1回 涌谷町食育推進協議会	涌谷町食育推進計画概要説明
令和4年7月22日～29日	第2回 涌谷町食育推進協議会（分科会）	第4次涌谷町食育推進計画素案作成分科会1
令和4年8月26日～31日	第3回 涌谷町食育推進協議会（分科会）	第4次涌谷町食育推進計画素案作成分科会2
令和4年 9月22日	第4回 涌谷町食育推進協議会	第4次涌谷町食育推進計画素案作成
令和4年11月 2日	第1回 涌谷町食育推進懇話会	第4次涌谷町食育推進計画素案審議
令和4年11月14日	第5回 涌谷町食育推進協議会	第4次涌谷町食育推進計画中間案作成
令和4年12月19日～ 令和5年1月12日	パブリックコメント （町民からの意見公募）	第4次涌谷町食育推進計画中間案公開 （ホームページ、広報、センター設置）
令和5年 1月20日	第2回 涌谷町食育推進懇話会	第4次涌谷町食育推進計画最終案審議
令和5年 2月 1日	涌谷町食育推進本部	第4次涌谷町食育推進計画最終案審議
令和5年 2月28日	第6回 涌谷町食育推進協議会	第4次涌谷町食育推進計画決定

● 涌谷町食育推進協議会名簿 ●

(任期：令和3年4月1日～令和5年3月31日まで)

(敬称略)

職名	委員名	所属等	備考
1 会長	門田 まり	食育推進計画策定ワーキンググループ	1号
2 副会長	佐野 孝司	アルプスアルパイン(株) 涌谷工場 総務課	2号
3 副会長	藤村 かおり	涌谷中学校PTA会長	2号
4 監事	富田 慶子	JA新みやぎ涌谷地区女性部	2号
5 監事	浅野 智恵子	食育ボランティア	1号
6 委員	小野 秀一	涌谷町行政区長会	1号
7 委員	佐々木 弘美	くがね産直の会	2号
8 委員	下村 栄子	みらい子育てネット涌谷『童里夢』	2号
9 委員	氏家 靖裕	涌谷町園芸生産協議会	2号
10 委員	砂金 照恵	遠田商工会	2号
11 委員	佐々木 富貴代	涌谷町健康推進員協議会・宮城県食育コーディネーター	2号
12 委員	丹治 奈緒子	一般社団法人 AuBless	2号
13 委員	木村 憲良	涌谷町小・中学校教務主任会(涌谷中学校)	2号
14 委員	鎌田 由佳	幼稚園PTA保護者(涌谷南幼稚園)	2号
15 委員	木村 ひろみ	涌谷町幼稚園主任会(涌谷南幼稚園)	2号
16 委員	佐藤 麻衣	仙台白百合女子大学人間学部健康栄養学科佐々木研究室	2号
17 委員	川嶋 とも子	教育総務課 教育総務班 主任主査(給食センター)	3号
18 委員	島陰 日出雄	農林振興課 課長補佐兼農林振興班長	3号
19 顧問	岩渕 克浩	東北農政局 消費・安全部 消費生活課 主任広域監視官	3号
20 顧問	鹿内 和佳子	宮城県北部保健福祉事務所健康づくり支援班 技術主幹	3号

1号：町民代表

2号：食育の推進に関係する団体・機関の職員

3号：関係行政機関の職員

● 涌谷町食育推進懇話会名簿 ●

(任期：令和4年10月1日～令和5年1月31日)

(敬称略)

職名	委員名	所属等	備考
1 会長	佐々木 裕子	仙台白百合女子大学人間学部健康栄養学科教授	1号
2 副会長	戸田 慎治	大崎歯科医師会会長	1号
3 委員	鎌田 啓	遠田郡医師会会長	1号
4 委員	新田 香織	涌谷町幼稚園園長会長(さくらんぼこども園)	2号
5 委員	鎌田 ひろみ	涌谷町小中学校校長会長(涌谷第一小学校)	2号
6 委員	一戸 勝史	JA新みやぎ涌谷営農センター長	2号
7 委員	黒澤 朗	遠田商工会涌谷地区長	2号
8 委員	庄司 立子	子育て支援サークル おひさまスマイル代表	2号
9 委員	木村 まき子	大崎栄養士会代表	2号
10 委員	岩渕 克浩	東北農政局 消費・安全部消費生活課 主任広域監視官	3号
11 委員	高橋 真樹子	宮城県美里農業改良普及センター 地域農業班 技術主幹	3号
12 委員	鹿内 和佳子	宮城県北部保健福祉事務所 健康づくり支援班 技術主幹	3号
13 委員	太田 千晶	涌谷町社会福祉協議会 地域福祉課 地域支援係 主任	3号
14 委員	佐藤 宗敦	イオンスーパーセンター涌谷店 店長	2号

1号：学識経験者

2号：食育推進に関係する団体の役員又は職員

3号：関係行政機関の職員

涌谷町食育推進協議会設置要綱

平成21年4月1日
涌谷町要綱第 9号

(設置)

第1条 涌谷町食育推進計画（以下「計画」という。）を総合的かつ計画的に推進するため、涌谷町食育推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 食育に関する情報の収集、共有及び町民への周知に関すること。
- (2) 食育に関する関係機関・関係団体等との連携に関すること。
- (3) 食育の推進と評価に関すること。
- (4) 食育推進計画の策定と見直しに関すること。
- (5) その他食育を推進するために必要なこと。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから組織し、町長が委嘱する。

- (1) 町民の代表
- (2) 生産・流通に関係する団体に所属する者
- (3) 保育所・幼稚園・学校・PTA連合会等の教育関係者
- (4) 食育に関係する団体に所属する者
- (5) その他町長が必要と認めた者

3 協議会に顧問を置くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長、副会長及び監事)

第5条 協議会に会長1名、副会長2名、及び監事2名を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 監事は、会計を監査し、年1回監査報告をする。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、涌谷町町民医療福祉センター健康課健康づくり班において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年2月15日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

涌谷町食育推進懇話会設置要綱

平成20年3月31日

涌谷町要綱第 4号

(設置)

第1条 涌谷町における食育推進の方向性を示す涌谷町食育推進計画について、町民及び関係機関の立場から広く意見を延べ意見交換をおこなうことで計画策定に参画し、かつ、食育推進の取り組みを総合的に推進するために涌谷町食育推進懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項に対し意見を述べるものとする。

- (1) 涌谷町食育推進計画の策定に関すること。
- (2) 涌谷町食育推進計画の評価に関すること。
- (3) その他、食育推進に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 食育の推進に関係する団体の役員又は職員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他町長が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、食育推進計画策定期間内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は健康課健康づくり班においておこなう。

附則

この要綱は、平成20年5月2日から施行する。

この要綱は、平成25年11月1日から施行する

涌谷町食育推進本部設置要綱

平成20年3月31日

涌谷町要綱第 5号

(設置)

第1条 涌谷町における食育推進の方向性を示す涌谷町食育推進計画を効率的かつ円滑に策定するとともに、食育の推進に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、涌谷町食育推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を所掌するものとする。

- (1) 涌谷町食育推進計画策定に関すること。
- (2) 食育の推進に係る総合調整及び進行管理に関すること。
- (3) 食育の総合的な促進に関すること。
- (4) 食育の推進に係る普及・啓発に関すること。
- (5) その他食育の推進に関し必要と認められる事項。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長、本部員をもって構成し、別表1に掲げる職にあるものを充てる。

- 2 本部長は、本部の事務を総括し、本部を代表する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 本部の会議は本部長が招集し、座長になる。

- 2 本部長は、必要に応じて会議に構成以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 本部の庶務は、健康課健康づくり班において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本部に運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月2日から施行する。

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

役 職	構 成 員
本部長	町長
副本部長	副町長
本部員	教育長
	町民医療福祉センター長
	総務課長
	企画財政課長
	農林振興課長
	まちづくり推進課長
	健康課長
	福祉課長
	子育て支援室長
	町民生活課長
	教育総務課長
	生涯学習課長

第4次涌谷町食育推進計画

発 行
編 集・発 行：涌谷町町民医療福祉センター 健康課健康づくり班
住 所：〒987-0121
宮城県遠田郡涌谷町涌谷字中江南278番地
電 話 番 号：0229-25-7973
F A X 番 号：0229-43-5717
E-M a i l：gr-suishin@town.wakuya.miyagi.jp